

あなたの暮らしのサポーター！

思いやりのあるサービスで対応します

次の方が対象です

☆65歳以上の方は「第1号被保険者」です。

- ・町から「要介護認定」を受けた方は、サービスをご利用いただけます。
- ・65歳以上の方には、1人1枚ずつ保険証が交付されます。

☆40～64歳の方は「第2号被保険者」です。

- ・介護保険で対象となる病気が原因で「要介護認定」を受けた方は、サービスをご利用いただけます。
(交通事故などが原因の場合は、介護保険ではなく、障害者福祉施策などの対象となります)



相談から

サービス利用まで

□相談・申請・認定

- 介護が必要と思ったら、役場健康福祉課または在宅介護支援センターなどにある申請書類に必要事項を記入し提出してください。申請が難しい場合は、当事業所でも代行します。
- 訪問調査及び審査の結果、要介護認定を受けましたら、利用したいサービスを選び、ケアプラン（介護サービス計画）作成が始まります。



□ケアプラン（介護サービス計画）作成

- 本人、家族の希望を聞きながら生活状況に適したサービスを組み合わせたケアプランを作成します。
（ケアプラン作成にかかる費用は、利用者の負担はありません。全額、介護保険から支払われます）



□サービス利用

- ケアプランに応じたサービス事業所に依頼し、サービス提供が始まります。利用したサービス内容に問題などがあれば、ケアプラン内容の変更やサービス事業所の変更などを行ないます。
- ケアプランの有効期間が過ぎる前に更新の手続きを行ないます。また身体状況の変化があれば再認定の手続きを行ないます。

秘密保持と個人情報（プライバシー）の保護について
当事業所及び従業員がサービスを提供する際、お客様やご家族に関して知り得た情報については、契約期間中はもとより契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、円滑かつ一体的なサービス提供をするために、サービス担当者会議等で、お客様もしくはご家族の情報を使用します。

いろいろな介護サービスが、1割負担でご利用いただけます

☆在宅を中心とした「居宅サービス」

- ・自宅を中心として利用する「居宅サービス」には様々な種類があります。その中から、自分の希望するサービスを組み合わせて利用できます。

◎訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行ないます。



◎訪問リハビリテーション

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行ないます。



◎訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当や点滴の管理などをします。



◎通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事、入浴などの介護サービスや機能訓練が日帰りを受けられます。



◎短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事、入浴等の介護や機能訓練が受けられます。



◎訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助などを行ないます。

≪身体介護中心のサービス≫

- ・食事、入浴、排泄のお世話
- ・衣類やシーツの交換
- ・通院の付き添いなど

≪生活援助中心のサービス≫

- ・住居の掃除、洗濯、買い物
- ・食事の準備、調理など

※本人以外の部屋の掃除、庭の草むしり、大掃除などは介護保険サービスの対象外です。



◎居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士等が訪問し、療養上の管理・指導をします。



◎通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所で、日帰りのリハビリテーションなどが受けられます。



◎短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所して、医療や介護機能訓練を受けられます。



他にも、施設サービスや居宅介護福祉用具購入、福祉用具の貸与、居宅介護住宅改修などがあります。